五　設備

１　訓練の教科ごとに必要な設備は、次の各表の設備の欄に定めるとおりとする。

２　１に定めるもののほか、職業能力開発総合大学校の設備の細目は、厚生労働大臣が別に定めるとおりとする。

㈠　共通学科

教科の科目	訓練時間（単位は時間とする。）	設備	
		種別	名称
共通学科 先端技術概論 安全衛生管理	一〇八	建物その他の工作物 機械 その他	大教室 教室 視聴覚教室 視聴覚機器 教材類

㈡　能力開発学科及び能力開発実技

教科の科目	訓練時間（単位は時間とする。）	設備	
		種別	名称
能力開発学科 職業訓練原理 教科指導法 教育心理学 教育訓練マネジメント キャリア形成支援	四三二	建物その他の工作物 機械 その他	大教室 教室 視聴覚教室 視聴覚機器 教材類
能力開発実技 教科指導実践実習 教育訓練マネジメント実践実習 キャリア形成支援実践実習 職業訓練原理実践実習	一、二六〇		